

# 審査基準

平成19年7月20日作成

法令名 : 質屋営業法
根拠条項 : 第28条第3項第1号
処分の概要 : 質契約の終了行為者の承認
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め : 質屋営業法第4条第3項(営業内容の変更) 第9条第2項(許可証の返納) 第28条第6項(質置主の保護) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第10条(死亡の届出) 第14条の2(許可証の返納)
審査基準 : 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適當でない と認められる者であるときに承認する。
標準処理期間 : 25日
申請先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110)又は警察署生活安全課
備考 :